



2019年9月13日

各 位

会 社 名 株式会社アドバネクス  
代表者名 代表取締役社長 柴野 恒雄  
(コード番号 5998 東証第1部)  
問合せ先 代表取締役常務最高財務責任者 大野 俊也  
(TEL. 03-3822-5865)

### 臨時株主総会の議案に対する当社取締役会の意見について

東京地方裁判所の令和元年8月7日付株主総会招集許可決定に基づいて少数株主であるAA A株式会社が招集し、本年9月25日に当社の臨時株主総会(以下、「本臨時総会」という。)が開催される予定ですが、当社取締役会は、下記のとおり、本臨時総会の目的事項である決議事項の全議案について賛成することを決議しましたのでお知らせします。

#### 記

#### 1. 本臨時総会招集者

AAA株式会社 (代表取締役 朝田 英太郎氏)

#### 2. 本臨時総会の目的事項

##### 決議事項

第1号議案	第71期定時株主総会における第1号議案「剰余金の配当の件」を可決する旨の決議の追認の件
第2号議案	第71期定時株主総会における第2号議案「取締役8名選任の件」を可決する旨の決議の追認の件
第3号議案	第71期定時株主総会における第3号議案「監査役2名選任の件」を可決する旨の決議の追認の件
第4号議案	第71期定時株主総会における第4号議案「補欠監査役1名選任の件」を可決する旨の決議の追認の件
第5号議案	取締役8名選任の件
第6号議案	監査役2名選任の件
第7号議案	補欠監査役1名選任の件

#### 3. 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、以下の理由により、株主の招集による本臨時総会において目的事項とされている各議案について賛成いたします。

当社は、本年(令和元年)6月25日開催の第71期定時株主総会において、第1号議案「剰余金の配当の件」、第2号議案「取締役8名選任の件」、第3号議案「監査役2名選任の件」及び第4号議案「補欠監査役1名選任の件」を上程し、各議案は過半数の賛成を得て承認可決されました。

ところが、一部の株主より、当社の第70期定時株主総会における取締役選任決議に瑕疵があり、そのために第71期定時株主総会の招集手続にも瑕疵があると主張されており、実際、本年（令和元年）9月3日付で株主総会決議不存在確認等請求訴訟（東京地方裁判所令和元年（ワ）第23796号）が提起されております。なお、第70期定時株主総会における取締役選任決議に関する株主総会決議不存在確認等請求訴訟（東京高等裁判所平成31年（ネ）第1603号）については東京高裁にて係属中です。

以上のとおり、一部の株主より株主総会決議不存在確認等請求訴訟が次々に提起される事態となっており、当社においては、かかる瑕疵の連鎖の可能性を止めて、当社取締役及び監査役の地位を法的に安定させることが喫緊の課題となっております。

AAA株式会社が本臨時総会を招集する目的は、招集通知1～2頁に記載のとおり、裁判所の招集許可決定に基づいて少数株主が適法に招集した株主総会において決議を行うことにより、第71期定時株主総会において可決された剰余金配当の効力並びに選任された現在の当社の取締役及び監査役の地位を法的に安定させ、当社の企業価値の毀損を免れることにあるとのことです。

当社としても、このような本臨時総会の招集の目的は正当であり、本臨時総会の目的事項である決議事項の全議案が承認可決されることは、当社の企業価値向上に資するものであると考えております。このため、当社取締役会は、本臨時総会の目的事項である決議事項の全議案について賛成いたします。

以 上

お問合せ先：

株式会社アドバネクス 総務部広報IR課

〒114-8581 東京都北区田端6-1-1 田端アスカタワー

TEL：03-3822-5865

FAX：03-3822-5873